主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

弁護人四方田保の上告趣意(後記)中所論各被告人(Aを除く)の供述が任意性を欠いていると認めることはできない其他の論旨は刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を精査しても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条三八六条一項三号により主文のとおり決定する。

この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年一一月一二日

最高裁判所第二小法廷

茂			Щ	栗	裁判長裁判官
重		勝	谷	小	裁判官
郎		八	田	藤	裁判官
郎	_	唯	村	谷	裁判官